

○社会福祉法人に関するFAQ(福島市作成)

資料4

※福島市への問い合わせ等に関するQ&Aをまとめたものです

(令和7年4月37加筆、53追加 5月38削除)

令和7年5月21日現在

問番号	分野	区分	問	答	出典等
1	経営組織	利益相反取引と登記	法人として、当該法人の理事長が所有する土地を購入するため、理事長退席の上、理事会の承認を得た。所有権移転登記の手続きを行う際に、利益相反取引(自己契約)となるため、所轄庁の「理事の在任証明書」は必要なのか。	平成28年の法改正により理事長の職務代理規定は廃止され、理事長の職務代理を定めた定款は無効となり、利益相反取引については、一般法人法第84条が準用されることとなっている。これにより個人Aと理事長Aとしての売買となり、理事会における承認及び報告により利益相反取引は可能となっている。 ただし、登記する場合は、所轄庁が発行する理事全員の在任証明書を登記所に提出する必要がある。福島市では法人からの証明願いを受けて証明書を発行します。	・「社会福祉法」第45条の16第4項 ・「社会福祉法人制度改革施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A「問39-5」 ・国制度改革Q&A問160
2	経営組織	委嘱状の交付	役員の改選に当たって、現理事長が次期の任期には役員を辞退することとなっている。 定時評議員後、2日後に理事長選定の理事会を行うので、役員の任期開始時には理事長は選定されていない状況となる。役員への委嘱状は誰の名前で発令するのか。 現理事長か、法人名のみか、新理事長名でいいのか。	理事長の辞任、任期満了による退任により理事長が欠ける場合は、新理事長が選定されるまでの間、それまでの理事長が理事長としての権利義務を継承することとなっている。 したがって、改選前の理事長(現理事長)の名前で委嘱状は交付することとなる。 (委嘱状の日付は、基本的に委嘱開始日と同日。又は委嘱日付以降であり、委嘱開始日を遡及して委嘱状を交付することは委嘱日までは委嘱状の効力が発生していないことから適切ではない。)	・国制度改革Q&A問160
3	経営組織	監事の選任	監事を選任する際には、監事の同意が必要となるが、同意書が必要か。	理事が監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する場合には、現任監事の過半数の同意が必要である。 同意の確認方法は「監事の同意書」の他に、「監事選任の議案に同意した監事の署名等がある理事会の議事録」でも差し支えない。 ただし、後段の議事録については、監事の過半数による署名等が必要であり、監事が急用などで欠席した場合は、同意を確認できないこととなるため、「監事の同意書」をあらかじめ徴取しておくことが望ましいので留意すること。	・「一般法人法」第72条 ・「指導監査ガイドライン」I-5-(2)
4	経営組織	理事長の予選	理事長の予選は可能なのか。	平成29年4月以前、理事長の予選は、①理事が全員重任し、②前任代表者の任期満了時と後任者の選任時との間に合理的な期間がある場合に限り可能とされていた。 平成29年4月以降は、定時評議員会において新理事の選任を行い、終了時に旧理事の任期が終了するため「新理事が全員重任するか否か」ということは事前には分からない。そのことより、事前に新理事により理事長の予選を行うことはなじまないと考えられる。	
5	経営組織	理事長専決事項	理事長の専決事項は理事会へ報告しなければならないのか。	理事長の専決の根拠は、定款に記載されている例が多く、併せて専決した事項は理事会に報告することとされている。(定款例第24条) また、理事長は一定間隔で職務の執行状況を理事会で報告する義務がある。ただし、専決事項をすべて報告すると膨大な量の報告となるので、法人側で報告する範囲を検討する必要があると考えられる。	

6	経営組織	議事録署名	理事会の議事録署名人について、出席した理事長と監事が記名押印するよう定款に規定されていた場合、理事長が欠席した時は誰が記名押印するのか。	理事会議事録署名人は社会福祉法により、①出席した理事及び監事、②定款で定めている場合は出席した理事長及び監事、とされている。理事長が欠席した場合には、②の方法は不可となり、原則的な①の方法で議事録に記名押印を行う。なお、定款で②と定めており、監事が2名欠席した場合、理事長のみの記名押印で差し支えない。	「社会福祉法」第45条の14第6項
7	経営組織	監事監査報告	監事が監査報告を作成した際、理事会や評議員会で報告する必要はあるのか。	監査報告は特定理事に通知する必要はあるが、理事会や評議員会で実際に説明することについて規定されていない。ただし、監事には理事会に出席する義務があることから、計算書類等が適正であることを説明する上でも、理事会での監事の報告はあった方がよいと考えられる。また、監査報告については、定時評議員会の招集通知に添付しなくてはならない。	・「社会福祉法施行規則」第2条の38
8	経営組織	報酬の公表	理事兼職員は報酬だけではなく、給与も含めて公表するのか。	職員給与を含めた報酬等を公表する。具体的には、現況報告書の「3-(3-12)理事全員の報酬等の総額」において、理事報酬に加え、職員の給与も含めて記載する。ただし、理事のうち職員給与を支給されている理事が1名の場合は、職員の給与を含めると個人の職員給与が特定されてしまうため、当該理事の職員給与を含めずに記載してもよい。	・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」第6章(6) ・制度改革Q&A問174、問214
9	経営組織	報酬・費用弁償	理事会及び評議員会での決議を定款に基づき省略し、理事、評議員それぞれの全員の同意(監事は異議なしの確認)を得てみなし決議を行った。この場合、報酬や費用弁償は支給すべきなのか。	定款等で無報酬であることや費用弁償は支給しない旨を定めている場合を除き、法人で定める報酬支給基準や費用弁償支給基準に基づき支給の可否を判断すべきである。当該決議は理事会や評議員会を招集して開催し決議するものではなく、「決議があったとみなす」ものであることに注目し、「理事会等への出席をもって支給する」とした規定や支給基準の場合は該当しないと思われるが、「業務の対価」として支給できないとは言えないことから、法人として判断することが適切である。その判断に際しては決議の省略の場合の支給の有無について理事会、評議員会の決議により定めることが重要であることに留意されたい。	・「社会福祉法」第45条の35
10	経営組織	理事長変更登記	法務局(登記所)に提出する理事長の変更登記申請について、申請者は法改正前と同じく「理事〇〇〇〇」でよいのか。	申請書や委任状の申請者(委任者)には、「理事長〇〇〇〇」と記載すること。	
11	経営組織	理事長就任に係る登記	理事長の就任等の登記申請に際して、理事長に対する委嘱状を提出する必要があるか。	基本的には理事長に対する委嘱状は、提出しなくてもよい。ただし、定款で「委嘱状を交付する」等の定めがある場合は、提出を求めることとなる。	

12	経営組織	役員の選任決議	評議員会での役員の選任決議で、役員候補一覧表の資料に基づき候補者ごとに説明し一括して決議し、そのとおり議事録に記載した。 定款では各候補者ごとに決議しなければならない旨の規定があるが上記のとおりでよいのか。	「各候補者ごとに決議する」とは候補者一人ずつ決議する意味であり、仮に理事候補6人、監事候補2人であれば合計で8回決議することとなる。議事録には、そのように決議したことがわかるように記載することが適切である。	定款例第13条
13	経営組織	その他	定時理事会、評議員会終了後の登記について期限があるか。	資産の総額の変更の登記の期限は、年度末から3ヶ月まで(6月末)に登記を行う。これ以外については、変更が生じた日から2週間以内に登記を行う。	・国制度改革Q&A問160 ・「組合等登記令」第3条 ・「指導監査ガイドライン」Ⅲ管理-4その他-(4)その他-3
14	定款変更	原本証明	議事録、変更前の定款、登記簿等で提出する副本は原本証明したもの(の写し(コピー))でよいのか。	原本をコピーしたものに法人代表者(理事長)名による原本証明(記名押印)をすること。	
15	定款変更	定款施行日	定款変更認可申請書及び変更後の定款附則の施行日を、あらかじめ申請日を記載して申請したいと思うが、どうか。	変更後の定款の附則部分にあらかじめ年月日を記載することはできないため、年月日を空欄にして提出すること。 ※施行日は所轄庁(市長)が認可した年月日となる。	
16	定款変更	定款施行日	基本財産の増加に伴う定款変更を評議員会で承認し、その後所轄庁に届出した。定款の施行日はいつにしたらよいのか。そして、定款の附則にはどのように記載したらよいのか。	基本財産の増加の定款変更は、評議員会の承認により有効となり、所轄庁の認可を要しない。そのため、「定款変更届」「変更後の定款」の附則について、法人の責任において、施行日を設定することになるが、評議員会の承認で有効になることから、施行日の根拠となる評議員会の承認日が妥当である。(基本財産であるため、当然登記が完了していることが前提) なお、附則の記載は、例えば以下になる。 「附則 この定款の変更は、平成29年4月〇〇日から施行する。」 また、一般的な附則の記載方法については、施行日は遡ることはできない。	
17	定款変更	軽微な変更	定款の内容を精査した結果、誤字や脱字及び基本財産の土地の所在地の表記方法が登記簿と異なっているため、これらを修正したいと考えているが、法人運営に支障を来すとは思われない軽微な内容であることから、理事会、評議員会を開いて定款変更の手続きを、速やかに行うべきかどうか迷っている。どのようにしたらよいのか。	定款は法人の基本的事項を定めるものであり、必要な記載事項が事実と反するまたは記載が欠ける場合は、定款の効力が生じない。 所轄庁への届出で足りる事項以外で、軽微な変更であっても所轄庁の認可は必要である。軽微な変更であり定款の効力が生じないとは言えない変更については、法人の判断で適切な時期に法人内の手続きを行うことでよい。 (定款の当該変更のみを内容とする理事会や評議員会を開催するのではなく、他の議題又は定款の別事項の変更に係る議題と併せて定款変更の決議を行うなど)	
18	定款変更	軽微な変更	実施事業を追加するため定款変更を行うにあたって、改めて内容を精査した結果、誤字や脱字が散見された。軽微な内容であるためこれを修正し、事業の追加を記載して変更後の定款として提出した。認可申請書には事業の追加についてのみ記載し、定款変更認可承認申請を行った。この場合、修正部分の変更は認められるのか。	変更は「申請書」に記載された場合に有効だと考えられ、「申請書」に記載されておらず、添付書類である「変更後の定款」のみ変更されている場合には、当該変更は無効である。	
19	事業管理	太陽光発電	法人が設置した太陽光パネルにより行う太陽光の売電について、収益事業となるのか。	発生したすべての電気を売却するのであれば、収益事業と考えられる。 なお、主な目的が施設で使用するということであれば、収益事業として記載する必要はない。	平成25年度社会福祉法人指導監査東北ブロック連絡会議
20	事業管理	基本財産	基本財産への根抵当権の設定は不可なのか。	根抵当権の設定は不可である。基本財産の担保提供には「担保提供の目的の妥当性」が必要であり、借入金の具体的な使い道を確認した上で承認されるものであるため、附従性のない根抵当権の設定は認められない。	・「社会福祉法人審査要領」第4

21	事業管理	担保提供	福祉医療機構以外の単独の民間金融機関からの借入金に係る基本財産への担保設定にあたり、資金繰りの関係で担保設定を急ぎ行いたい。法人内の手続きは終え、まずは抵当権の設定を行ってから所轄庁の承認を得たいが、どうか。	基本財産は、社会福祉事業を行う上で必要不可欠なものであるため、その処分又は担保提供を行う際には所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておく必要がある。理事会、評議員会の承認を得た上で、所轄庁の承認申請を行い、承認を受けた後に担保設定の手続き、登記を行うこと。	・「社会福祉法人審査基準」第2-2-(1)
22	監査	監査資料	法人監査にあたって、事前に提出する資料で基本財産や借地などの登記簿謄本を求められたが、1年前に別件で取得したものを提出しようと思うがどうか。	監査にあたっては、監査日直近の資産の所有及びその管理状況を確認したうえで、運営、資産管理が適切に行われているか監査する必要があることから、監査日の直前に登記簿謄本を取り寄せ、所轄庁へ提出願います。 令和4年度までは、監査日の直前に登記簿謄本を取り寄せ提出の必要がありましたが、令和5年度からは、法人の負担軽減を考慮し、『現在の状況を反映しているもの』であれば、過去に取得したもののコピーでも可としました。	
23	会計	減価償却	一つの固定資産を同一拠点の各サービス区分で共用している場合、サービス区分ごと固定資産管理台帳を作成し、按分で取得価額、減価償却費を算出した上でその額を合計して拠点の固定資産台帳として管理することの適否はどうか。なお、経理規程では拠点区分ごとの作成を定めている。	経理規程で定めにより拠点区分で作成することが適切である。サービス区分ごとに作成してはならないということではないが、固定資産の現物管理がサービス区分ごとにできない等の実態がある場合は、適正でない。 計算書類とリンクしているなどのシステム上の理由でサービス区分ごとに作成しているのであれば、システムの改修等により対応することが望ましい。	
24	会計	財産目録	財産目録の固定資産の記載は、間接法による貸借対照表に準じているため、帳簿価額は記載していないが、よいのか。	間接法を採用している貸借対照表の表記にかかわらず、財産目録については、会計基準に則り記載しなければならず、財産目録下欄の「記載上の留意事項」には『「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。』とあることから、これに従い記載することが適切である。	
25	会計	中間期決算	中間期決算を毎年11月に理事会及び評議員会において財産目録を除き、計算書類を作成して報告している。また、監事監査を行い監査報告書により報告している。中間期決算を行うことについて規定は設けておらず、前例に従っているが、問題ないか。	内部牽制の強化という意味からもは、中間期決算を行うことは問題なく、肯定的にとらえるて内部規程（経理規程細則や監査規程等）に定めるたうえで実施することが望ましい。 なお、監事監査に伴う日程の調整や報酬の支給についても配慮した上で行うこと。また、決算、監事監査、理事会承認等の手順を踏むことも重要であるため留意すること。	
26	会計	国庫補助金等特別積立金積立額	施設整備等補助金が未収補助金となり翌年度に入金となった。この補助金に対応した「国庫補助金等特別積立金積立額」は入金になった年度に計上し、事業活動計算書に記載した。施設整備等補助金が未収となった場合は、「国庫補助金等特別積立金積立額」は、どの年度にどのような処理を行うのが適切なのか。	施設整備等補助金として額が確定し補助金として決算した年度と同じ年度に国庫補助金等特別積立金積立額として計上すべきである。会計基準第6条第2項で規定する「受領した」とあるのは、計算書類で計上し、額が確定した時点で受領したと会計上は解するため、たとえ未収となっても補助金を計上した年度に「国庫補助金等特別積立金積立額」計上しなければならない。	
27	会計	施設整備予算を管理する拠点区分	施設の建て替えに係る施設整備等補助金の受け入れや借入を法人本部拠点で行った。施設整備が完了した後に当該施設の拠点区分にこれらに移管し、その旨を「計算書類に対する注記」に記載したが、これでよいのか。	制度改革前は本部拠点受入も可であったが、現制度では施設整備に関する補助金や借入金等はその施設の拠点区分で受け入るのが適正である。 本部拠点の経費は理事会、評議員会の運営経費、法人役員の報酬等でその他の拠点区分等に属さないものであることから施設整備に係る経費は本部拠点ではなく当初から施設の拠点区分で会計処理すべきものである。 なお、新設の場合は、新設の施設建設を法人が定款等で定めると同時に、拠点区分を新たに設けて会計処理することとなる。	・「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」6「本部会計の区分について」

28	会計	契約の自動更新	業務委託契約等で自動契約更新条項があり、法人としては特に何もなければそのまま自動的に1年間の契約更新することとしているが、これでよいのか。	自動更新の契約であっても、契約更新の要否についての法人の意思決定は必要となるため、契約金額に応じて理事会の議決を得る又は発議書等により専決権者の決裁を受けるなど、法人としての意思決定を行うことが必要である。	
29	その他	登録免許税非課税証明	A法人の施設(拠点)の所在地は福島県内の複数の市町村にわたっていることから法人の所轄庁は福島県である。福島市に新設したB施設(建物)の登記にあたって、登録免許税の非課税証明書の交付を受ける窓口は、福島市と福島県のどちらなのか。	登録免許税の非課税証明を行うのは、施設(資産)が所在する都道府県または中核市であるため、福島市が非課税証明書を交付することとなる。	・「登録免許税法施行規則」第3条
30	経営組織	評議員選任・解任委員	監事1名が辞任したため、後任の監事候補者に評議員を辞任したA氏を理事会で決議した。辞任した監事は評議員選任・解任委員も務めていたが、法人の規程では、評議員選任・解任委員のうち1名は監事の中から理事会が選任するすることとなっているため、同じ理事会で監事候補者A氏を評議員選任・解任委員に選任することは可能か。	法人規程で、監事から評議員選任・解任委員を選任する旨の定めがある場合、評議員会で監事に選任決議される前であり、候補者に過ぎないA氏を委員に選任することは、内部規程違反となり適切とは言えない。また、監事の義務と権利は新たに監事が選任されるまでの間は、なお辞任した前監事が保持することから、厳密に言えば当該委員の任期や就任に重複する期間が生じることもあり得る。評議員会で監事に選任した後に、理事会で当該委員に選任する方法がふさわしい。	・「社会福祉法」第46条の6第1項
31	経営組織	決議の省略	評議員会や理事会の決議の省略を行った場合、議事録には議事録作成者を記載することとなっているが、議事録作成者は理事長か。	理事会の決議を省略した場合の議事録は、記載すべき事項として「議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名」、評議員会議事録は、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」とされている。このことから、理事長に限定するものではない。その上で、末尾に議事録の適正を担保するために、議事録作成者の記名、押印するなどの方法も考えられる。 なお、理事長が押印する場合は、理事長の職印でよい。	・「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-3、I-6-(2)-1
32	経営組織	決議の省略	評議員選任・解任委員会の決議の省略は可能なのか。	法的には特段の定めはなく、定款や評議員選任・解任委員会運営細則等で定めている場合は可能である。定めていない場合は、方法として次の2つが考えられる。 ①運営細則を理事会の承認を受けて、変更する。 ②単発で決議の省略を行う旨を理事会で決定する。 ※なお、当該委員の招集は法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。	・国制度改革Q&A問113
33	経営組織	決議の省略	理事会の決議省略について、決議したとみなす日はいつか。	監事の異議なしの書面及び理事全員の同意書がすべて揃った最終の日付以降となる。なお、郵送による書面の提出の場合は、書面の日付にかかわらず、法人に到着した日付をもって同意した日付となることに留意すること。 評議員会の場合も同様。	
34	経営組織	決議の省略	理事会、評議員会ともに決議省略とする場合、理事会と評議員会の提案書は同時に発送してよいのか。	通常の理事会と評議員会の開催と同様に考えるべき。理事会で評議員会の開催日時、場所、審議事項等についての定められた事項について決議を行ってから評議員会の招集通知(提案書)の発送を行うこと。 ※評議員会の日時、場所、議案等についての理事会の決議は省略できないことに留意すること。	
35	その他	登録免許税非課税証明	登録免許税の非課税措置について、抵当権設定登記は対象となるのか。	社会福祉法人登録免許税非課税措置の対象は①所有権保存登記(建物)、②所有権移転(土地・建物)、③土地の賃借権・地上権設定のみが該当する。	・「登録免許税法施行規則」第4条別表第3
36	経営組織	評議員選任・解任委員	平成29年4月1日施行の法改正の際の委嘱した評議員選任・解任委員の任期について、委員の運営規則と実際に委嘱した任期の間に整合がとれていなかった場合のその対応はどのようにしたらよいのか。	方法としては、次の2つが考えられる。 ①運営規則の規定を優先し、新たに改選する。 ②委嘱していた任期を優先し、運営規則の任期について法改正時に就任した委員については、その任期を「平成33年(令和3年)の定時評議員会終了時まで」等の附則追加しておく。 ①、②ともに理事会の決議で改めることができる。	

37	経営組織	決議の省略	新型コロナ禍での定時評議員会開催について、 決議の省略 により行う方が良いのか。	対面による開催を否定するものではないが、1年間の決算審査等もあるため、対面による開催が望ましいところである。開催する場合には、感染症対策を万全にしたうえで開催すること。ただし、最終的には、参集人数、開催場所、参集者の体調管理等を含めて各法人の判断となる。 R7.4.1 追記 現在は新型コロナウイルスも5類となっているため、コロナ禍であることもその理由として決議の省略とすることは出来ない。 平成28年法改正により、書面決議によることはできなくなっています。	
38	経営組織	決議の省略	評議員会を決議の省略で行う場合、理事会開催から評議員の同意書提出までの適正なスケジュールについて伺いたい。	決算理事会で評議員会の開催について決議した後に決算書類を2週間以上の据え置く必要がある。 よって決議省略の場合も提案書通知後2週間以上の期間を空けた日付以降の同意日が適正である。	・「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-1
39	会計	一時預かり事業等の収入	保育事業の一時預り保育に係る委託費は、福島市からは「扶助費」の科目で支払いを受けているが、仕訳する勘定科目は何が適正か。	一時預り、延長保育などは、自治体が保育所に事業委託しても良いことになっているが、福島市は委託契約の形をとっていないため、扶助費として支出している。 勘定科目としては、「(大区分)保育事業収入-(中区分)その他の事業収入-(小区分)受託事業収入(公費)」が適切である。 (参考)施設によっては、(中区分)私的契約利用料収入で計上しているが、本来適切ではない。	・「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」25別添3
40	会計	拠点区分等の設定	経理規程で現行1事業＝1拠点として定めているが、全て同一敷地内での事業のため拠点を1つにまとめ各事業をサービス区分として定める内容に変更をしたいがどうか。 また、法人本部だけは1拠点区分としたいがどうか。	1事業＝1拠点区分とすることに合理的理由がなく、かつ会計基準上も抵触しなければ可能である。会計処理体制や計算書類等の作成省力化にもなる。法人本部だけを1拠点区分することについては、将来計画も考慮の上法人で必要と判断されれば、特に問題はない。なお、拠点区分の原則的な方法については、「社会福祉法人会計基準の運営上の留意事項」4を参照のこと。	・「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」4
41	現況報告書	社会福祉事業の実施状況等の記載	拠点区分は1つで本部サービス区分と認定こども園サービス区分があるが、現況報告書の11(1)社会福祉事業の実施状況の記載において、この2つの事業を記載する必要があるのか。拠点区分1つのみで記載でよいのか。	拠点区分ごとの記載でよく、拠点区分は一つであれば貴見のとおりでよい。	
42	現況報告書	大規模修繕の記載	現況報告書の12、施設建設等の状況における「大規模修繕」とはどの程度の修繕か。	施設・設備の経年劣化等による広範囲な修繕であり、応急的な修繕やメンテナンスは該当外。	・「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」個別事項11(1)⑨イ大規模修繕
43	経営組織	法人代表者の登記	・理事長の再任の場合、登記が必要か。	登記が必要である。理事長の理事としての任期が終了すれば一旦理事長としての任期も終了し、再任された時点で再び理事長としての任期が開始することとなるため、理事長に選定された日付をもって就任日とした登記が必要となる。なお、登記は理事長が選定された日から2週間以内に行う必要がある。	・「社会福祉法」第29条 ・「組合等登記令」
44	経営組織	評議員選任・解任委員	評議員選任解任委員会で評議員の補充のために新評議員が決定した。 定時評議員会で議題としたいが、議案とすべきか報告でよいのか。	評議員の選任は評議員選任解任委員会の決定事項であり、評議員会の権限外である。評議員会では決議、承認ではなく報告事項でよい。	・「指導監査ガイドライン」I-3-(2)-2
45	会計	積立資産・積立金の積立時期	新規に施設整備の積立資産を積み立てるために令和元年度に理事会で積立及びその額の承認を得たが、令和元年度の決算では積立資産支出は行わなかった。 積立金、積立資産の計上時期はいつが適切なのか。決算後に決算の修正で積み立てを行うことは可能なのか。	会計基準の留意事項19にあるとおり、増減差額が発生した年度に計算書類に反映させることとなるので、決算後は不適切である。令和2年度の会計で積み立てることを検討すべき。年度途中での積み立ては、それにより結果的に法人運営に影響を及ぼさないかどうかを判断した上で行うべきである。	「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」19

46	経営組織	役員等損害賠償契約等の締結	役員の損害賠償保険について、相手方(役員)との保険契約内容は理事会で内容を明らかにした上で承認を得ようと思うが、保険会社と締結した契約内容についても、内容を理事会で明らかにしたほうが良いのか。 明らかにしたほうがよいのであれば、保険会社との契約は毎年更新だが、理事会で毎年契約内容について諮るべきか。	社会福祉法の改正が令和3年3月1日から施行されるのに伴って、役員への補償契約や役員等損害賠償保険契約内容については理事会で内容を明らかにし、理事会の決議承認を得る必要がある。 保険契約内容を明らかにする必要があるため、保険会社との契約も理事会で内容を明らかにし、理事会の決議承認を得ること。 保険契約更新時には、その都度保険契約内容を理事会で明らかにし、理事会の決議承認を得ること。	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)において改正された社会福祉法(昭和26年法律第45号)等
47	経営組織	評議員の欠員時の対応	評議員が欠員となったが、評議員選任・解任委員会開催まで欠員のままでよいのか。	欠員が生じた事由によって異なる。 任期満了又は辞任によって欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任によって退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、評議員としての権利義務を有することになる。 なお、法及び定款で定めた評議員の員数を欠くにいたっていない場合には、引き続き評議員としての権利義務を有することにはならない。 死亡又は解任によって、法又は定款で定めた評議員の員数を欠くにいった場合には、欠員状態となってしまうため、新しい評議員を選任する必要がある。 評議員の数が法及び定款で定めた理事の員数を下回った時点で法令違反となるため、評議員の補欠を選任しておくことや、定款で定めた人数よりも多い人数の評議員を選任しておくことが考えられる。	「社会福祉法」第40条第3項、第42条第1項
48	経営組織	評議員の欠員時の対応	評議員が欠員の状態で、新しい理事を選任してよいのか。	評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。 よって、法人運営に支障がないよう速やかに評議員を選任した上で、新しい理事を選任するのが適切である。	「社会福祉法」第40条第3項
49	経営組織	議事録の記載事項	議事録署名人の押印を省略することは可能か。 また、議事録に議事録署名人の割印を省略することは可能か。	定款に「署名」ではなく「記名押印」とされていれば、押印が必要である。「署名」とすることもできるため、押印を省略したい場合は定款変更が必要である。 社会福祉法上は割印をすることは義務付けられていないが、実務上は改ざん防止のため割印をすることが望ましい。その際1名のみの割印とすることも可能である。	
50	経営組織	理事の選任	理事が死亡又は解任により、理事定数を下回る状態となった場合の今後の手続きについて	法又は定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならず、理事候補者の選定、評議員会への理事の選任の議案提出が必要である。	・「指導監査ガイドライン」Ⅰ-4-(1)-1
51	経営組織	決議の省略	①理事会を決議の省略による方法で行う場合、決議できない事項はあるか。 ②評議員会を決議の省略とする場合、理事会の開催日と評議員会の開催日の間隔をあげる必要があるか。	①法令上、決議事項には制約はない。 したがって、計算書類の承認、定款の変更、理事や監事の選任も決議の省略による方法で行うことは可能であるが、理事会における討議や理事からの説明が必要な事項については、実際に開催された理事会で決議するのが望ましい。 ②必ずしも中14日以上をあげる必要はない。 定時評議員会を決議の省略によって行う場合、計算書類等を、定時評議員会の決議の省略にかかる提案があった日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならないとされているためである。	・「社会福祉法」45条の32 ①

52	会計	経理規程	経理規程における補正予算の「軽微な範囲」の判断基準について	「軽微な範囲」につき、一律に判断基準を示すことは困難だが、法人が理事会や評議員会の同意を受けて設定している範囲(たとえば予算額との5%以内など)が考えられる。 (「軽微な範囲」については、「平成23年基準 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて(Q&A)問19」や「社会福祉法人経理事務マニュアル」が参考になる。) ●「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて(Q&A)」 (以下、抜粋) (問19) 運用指針「2 予算と経理」(2)において、補正予算の編成について「軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。」とあるが、「軽微な範囲」の具体的判断基準は何か。 (運用指針ー2 予算と経理) (答) 一律に判断基準を示すことは困難ですが、例えば、適正な予算管理の元でも予測できなかった資金の収支が、決算時において結果的に発生したもの等であれば、仮に予算超過であったとしても、補正予算を編成しないことも考えられます。 一方、当初に予算計上されていない新規事業を年度途中に開始した場合や、減算処分を受けたこと等での収入減、年間予算に重大な影響を及ぼすような経費増加が明らかな場合について、これらが予算に反映されていない場合は、補正予算を編成することが望ましいと考えられます。 ●「社会福祉法人経理事務マニュアル」 (以下、抜粋) ＜補正予算を作成するケースの例＞ ・新事業の開始、事業の一部廃止等により収支見込みが大きく変動する場合 ・人員配置の変更により、人件費見込みが大きく変動する場合 ・当初予定していない固定資産取得等の設備投資が行われる場合 ＜補正予算の作成が必要とは限らないケース＞ ・収入が増加(寄附)しただけの場合 ・管理不能な支出(想定以上の退職)の場合 ・軽微な範囲として法人が理事会や評議員会の同意を受けて設定している範囲(たとえば予算額の5%以内など)	・「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて(Q&A)」(平成23年7月27日付け厚労省事務連絡) ・令和元年度厚労省社会福祉推進事業「社会福祉法人経理事務マニュアル」15ページ第3章予算事務ー1予算事務ー(3)補正予算について
----	----	------	-------------------------------	--	--

53	その他	利益供与	私募債の寄付先になることによる利益供与について (制度) 企業A(工務店)が銀行から寄付型私募債で金銭を借りた際、銀行が手数料の一部を寄付することになるが、寄付先は企業Aが決めることができる。 (質問) 企業Aが寄付先に当該社会福祉法人を選んだが、これによって寄付を受けることが利益供与等に当たらないか (参考情報) 企業Aは当該社会福祉法人と取引がある。	令和5年8月22日付けこ成事第420号「次世代育成支援対策施設整備交付金に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」において下記のとおり禁止されている事項がある。通知の趣旨に照らして当該私募債の寄付先となることは適切でないと考える。 4 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。 (1)社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。 (2)省略	令和5年8月22日付けこ成事第420号「次世代育成支援対策施設整備交付金に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」
----	-----	------	--	--	---